



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	共和政期ローマにおける審判人とトリブス：トリブニ・アエラリィの再検討を中心に
Author(s)	砂田， 徹
Citation	西洋史論集， 3， 1-30
Issue Date	2000-03-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37433
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_1-30.pdf



共和政期ローマにおける審判人とトリブス

―トリブニ・アエラリイの再検討を中心に―

砂 田 徹

はじめに

古代のローマには、市民団の下位区分としてトリブスと呼ばれる「地縁的共同体」が存在した。^①トリブスはローマの領域拡大に伴って漸次その数を増し、前二四一年にいたって最終的に三五となったが、制度そのものの起源は遠く王政期にまで遡るとされている。^②以下で見ると、トリブスは、共和政の最初期から、ローマに生きた人々が社会生活・政治生活を営むうえでの重要な枠組みをなしていた。

まず、市民原簿を作成するためのケンسس（戸口調査）が、このトリブス単位で行われた。というより、そもそも居住地原則に基づいてケンسسを行い、それによって市民団を再編するために導入された制度がトリブスであった。後には原則的に五年に一度となるケンسسにおいては、^③氏族名、個人名、父親あるいは保護者の名、トリブス名、家族名、そして年齢・所有財産の登録が行われ（*tabula haracleensis*, 146）、それをもとに、その都度、ローマ市民団が編成し直されることとなつ

た。

このようなケンسس機能と密接にかかわりながらトリブスには、トリブトゥム（戦時特別税）を徴収するための単位、徴兵のための単位、そして民会における投票のための単位といった機能が備わっていた。第一章において述べるように、戦争に際して市民から供出される軍資金にあたるトリブトゥムは、トリブスごとに徴収されていたと考えられている。^④またその詳細は不明ながらも、おそらく小さな都市国家段階のローマでは、兵士の召集はトリブスごとに行なわれていた。^⑤他方、トリブス民会や平民会、さらにケントウリア民会における投票単位としてのトリブスについては、ここで改めて述べるまでもないだろう。^⑥そしてこれらの諸機能の傍らにあつて、ことによるとこれもすでに共和政初期の段階からトリブスに備わっていたと考えられるのが、審判人の選出とかかわる裁判機能である。

共和政期のローマにおいて、もともと裁判所としての機能を果たしていたのは民会であった。それに対して、遅くとも前二世紀までには

「査問所」と呼ばれる法廷形態が現われたとされており、前一四九年のカルプルニウス法以降となると特定の犯罪を裁くために「常設の査問所」も設置されるようになった。⁷これらの査問所において判決を下したのは、通常「審判人」と訳されている陪審員*judex*である。当初これらの審判人は元老院議員のなかから選出されていた。ところが、前一二三年（あるいは前一二二年）、ガイウス・グラックスがその改革の一環として審判人を元老院議員から騎士身分へと変更するに及び、常設査問所における審判人の構成は、以後の政治闘争の重要な焦点をなすにいたった。スッラの独裁官時代を含め何度かの揺れを伴いながらも、この問題が一応の決着を見たのは前七〇年である。この年の法務官であったL・アウレリウス・コッタによって制定されたアウレリウス法は、審判人を元老院議員、騎士、そしてトリブニ・アエラリイ(tribuni aerarii)と呼ばれる三種の人々から構成されるべきこととした。

本稿において問題にしようとするのは、この前七〇年のアウレリウス法において審判人とされたトリブニ・アエラリイの実態である。また、そのトリブニ・アエラリイを素材としながら、広くトリブスと裁判とのかわりについても考えていきたい。

さて、副題で再検討と記したことからも明らかなように、トリブニ・アエラリイは、国制史あるいは政治史の分野でこれまでに何度も取り上げられてきた問題であり、いわば「論じ古されたテーマ」に属するといえよう。実際のところ、次章の概観からも窺われるように、一八三八年のマトヴィクの論文を嚆矢とする一連の研究史は、古い時

代ほど厚く、最近ではむしろ取り立てて話題とされることがないと言つてよい状況である。

しかしながらこれまた周知の事実として、トリブニ・アエラリイが一体どのような人々であったのかについては、史料の不足あるいは史料相互の矛盾が作用して、いまだ満足のいく通説が形成されているとは言いがたい。もとよりここで提示する解釈も仮説のひとつにすぎないが、先行研究および関連史料の検討からして、どのように考えるのが最も妥当か、本稿なりの結論を示すことはできよう。そしてまた、トリブスの内部構造を伝える史料が極めて少ない中にあつては、そのようにして明らかとなるトリブスの社会的機能の検討を通してこそ、共和政期ローマのトリブスの内部構造を窺い知る手掛りも得られるように思われるのである。

註

雑誌略号は、*L'année philologique* の表記に従う。

(1) トリブス全般に関しては、L. Ross Taylor, *The Voting Districts of the Roman Republic. The Thirty-Five Urban and Rural Tribes*, Rome 1960 (= Ross Taylor, *Voting Districts*) 参照。

(2) トリブスの起源および初期トリブスについては、砂田徹「ローマ共和政初期のトリブスの内部構造——「身分闘争」との関連で——」『北大史学』三五、一九九五年、一一二頁参照。

(3) A.E. Astin, *The Censorship of the Roman Republic: Frequency and Regularity*, *Historia* 31, 1982, 174-187.

(4) トリブトゥムを含め税制全般に関する概説としては、長谷川博隆「ローマの財政機構——徴税について——」『古代史講座』五、学生社、一九六二年、五四—八七頁が非常に参考となる。

(5) 詳しうて P. A. Brunt, *Italian Manpower 225 B.C.-A.D. 14*, Oxford 1971 (with a postscript 1987), 625-634 参照。

(6) G. W. Botstford, *The Roman Assemblies from Their Origin to the End of the Republic*, New York 1909 (1968); L. Ross Taylor, *Roman Voting Assemblies. From the Hannibalic War to the Dictatorship of Caesar*, Ann Arbor 1966 (1990) (= Ross Taylor, *Voting Assemblies*); E. S. Savely, *Greek and Roman Voting and Elections*, London 1972 (1982) 参照。また、邦語文献としては、原田俊彦氏の一連の研究がある。原田俊彦「Livius におけるホルテンシウス法以前の plebs 集会の決定」、『早稲田法学』六七二、一九九二年、一六九—二七頁、同「ホルテンシウス法 (lex Hortensia) 以前のトリブス (tribus) 集会について」、『杉山晴康編「裁判と法の歴史的展開」敬文堂、一九九二年、五二—五三頁、同「プープリウス・フィロー法の歴史的意義」佐藤篤士先生還暦記念論文集刊行委員会編『歴史における法の諸相』敬文堂、一九九四年、一一—二四頁。

(7) 常設査問所に関しては、柴田光蔵『増補ローマ裁判制度研究—元首政時代を中心として—』世界思想社、一九七〇年、一〇—六一頁参照。

(8) J. N. Madvig, *De tribunis aeriarii disputatio*, Hauniae 1838=id., *Opuscula academica altera*, Hauniae 1842, 242-263.

一 トリブニ・アエラリイをめぐる研究史

トリブニ・アエラリイの実態を知る手掛りとしては、大きく分けて二種類の史料が残されている。そのひとつは、トリブニ・アエラリイの起源ないしその本来の任務を語源的に説明した史料であり、もうひとつは先にふれた前七〇年のアウレリウス法以降、審判人とされたトリブニ・アエラリイに関する一群の史料である。トリブニ・アエラリイをめぐる研究史—すなわち後者に関わる研究史—を見ていく前に、まず前者の起源を伝える史料を紹介しておきたい。

(一) トリブニ・アエラリイの起源

トリブニ・アエラリイの起源に関しては、いくつかの史料がそれを伝えている。そのうち最も詳しいウァッロの『ラテン語論』によれば、

トリブトゥム (tributum) はトリブスから名付けられた。というのも、ローマ国民に命ぜられたかの金銭 (トリブトゥム) は、トリブスごとに (tributum) ケンسس額に応じて個々人から取り立てられていたからである。このことから指定された金銭は、*attributum* と呼ばれた。このことからまた、兵士に支払うために金銭が割り当てられる人々はトリブニ・アエラリイと呼ばれた。割り当てられた金銭は *aes militare* であった。これが、プラウトゥスが語っているところのことである。すなわち「兵士がやってきて、金銭を要求する」と。そして、彼らは *militēs aeriarii ab aere* と呼ばれている。というのも彼らは給料を稼いだすから (Varr., *Ll.* 5, 181)。

ここでは、トリブトゥム同様、それを徴収する任務のトリブニ・アエラリイがトリブスとの関連で説明されている(ちなみにここで引用されているプラウトゥスの作品は、『黄金の壺』の五二六行である)。ただし、トリブニ・アエラリイが何をどこまで行っていたのかという具体的な仕事内容となると、後述するニコレの解釈をも許す曖昧な記述となっている。

他にトリブニ・アエラリイの古い任務を伝える史料としては、ゲッ

リウスが引く大カトの発言や(Gell., *Att.* 6, 10)、「ガイウス『法学提要』(Gaius, *Inst.*, 4, 26-27)などがある。それらの史料からの知見によれば、兵士たちはトリブニ・アエラリイから *aes militare* と呼ばれる給料を受け取るようになっており、それが未払いの場合に *pignoris capio* と呼ばれる「差し押さえ」が認められていた。これは上記ウァッロの説明と合致している。さらに、大カトの発言において、トリブニ・アエラリイの活動は未完了過去の時称で語られており、ゲッリウスの記述が正しければ、大カトの時代(前二世紀前半)に、そのようなトリブニ・アエラリイの活動がすでに過去のものとなっていたと推測されるのである。

他方、トリブニ・アエラリイの語源を伝えるもうひとつの史料であるフェストウスはやや異なった説明を与えている。フェストウスによれば、「トリブヌス・アエラリイは、給料を与える (*a tribuendo aere*) から名付けられた」(Fest., 21)という。トリブヌスの説明として、トリブスとの関連ではなく、「与える」という意味の動詞 *tribuo* との関連を指摘しているのである。フェストウスはまた、トリブトゥムについても同様に動詞 *tribuo* との関連で説明している (Fest., 5041)。

語源論としての当否はともかく、以上の史料を考え合わせるならば、トリブニ・アエラリイ本来の任務として、われわれは次のような像を思い描くことができるだろう。すなわち、かつて兵士に対して給与を支払い、そのための金銭をトリブトゥム(戦時特別税)という形で各市民から徴収する人々がいたが、それがトリブニ・アエラリイであった。ウァッロの証言をもとにすれば、そのような徴収は財産額に

応じて「トリブスごと」に行なわれていたのである。¹⁾

さて、トリブニ・アエラリイに関するこのような理解を、さらに一歩踏み出して論じているのがニコレである。²⁾ニコレによれば、トリブニ・アエラリイは単にトリブトゥムの徴収を行っていたのではなかった。配賦税(その時々戦争によって必要とされた額を各々の市民に割り振った税)にあたるトリブトゥムをまず「前払い」し、つぎにそれを自己の所属するトリブスの各市民に割り振って徴収する任務を担っていたのがトリブニ・アエラリイだったのである。そして監察官によっていたのか、あるいはトリブス民によっていたのか、その選出方法は不明ながら、配賦税の前払いという仕事の性格からして、彼らトリブニ・アエラリイが騎士ケントウリアや第一クラッシスに属する富裕者であった可能性が高いとしている。

ニコレの研究によってわれわれには、トリブニ・アエラリイを単にトリブトゥム徴収のための国家役人とするのではなく、トリブス単位でその責任を負うトリブス内の責任者³⁾有力者とする視点が開けてきたといえよう。

ところで、トリブニ・アエラリイに関するやや特殊な説として、それを「トリブス監督者 (*curatores tribuum*)」と同一視したモムゼンの見解をここで紹介しておきたい。⁴⁾

モムゼンの理解によれば、セルウィウス王によって創設された「トリブスの責任者 (*tribusvorsteher*)」こそがトリブニ・アエラリイに他ならず、彼らは前二二〇年、いわゆる「ケントウリア民会の改革」によって、「トリブス/ケントウリア複合体」が作り出された時点で、

その機能を「トリブス監督者」（あるいは「ケントウリア監督者」）に取って代わられたという。モムゼンの説において特徴的なのは、史料が伝えるトリプトウムの徴収という役目を越えてトリブニ・アエラリイを各トリブスの責任者（長）とし、しかも彼らを「トリブス監督者」との連続性で捉えることにより、帝政期の碑文史料に現われる「トリブス監督者」についての知見から、共和政期におけるトリブニ・アエラリイの実態を推し測っている点である。

そのようなモムゼンの理解によれば、トリブニ・アエラリイはその任期が一年で（ただし再任は可か）、当初は王および執政官により指名された可能性もあるが、しかしおそらく早い段階から各トリブスにより選出されていた。また、定員は、各トリブスが「老年組」と「若年組」に分かれた際の「半トリブス」あたり五人であり、全体では三五〇人（五×二×三五〇）であった。さらに彼らの任務としては、トリプトウムの徴収と兵士への給与の支払いに加え、ケンススへの協力や贈与金の分配といった仕事が増えられ、彼らは「地域的人的知識」によって政務官を手助けすることを一般的な任務にしていたとされている。

先にも述べたように、モムゼンはトリブニ・アエラリイを「トリブス監督者」とするのであるから、後者の特徴として史料（主に帝政期の碑文史料）に現われるものが前者の特徴ともされるのであり、その結果、他の研究者と比べより詳細なトリブニ・アエラリイ像を描くことが可能となるのである。しかしながら、その前提であるトリブニ・アエラリイと「トリブス監督者」との同一視については、批判もかなり

ある。^⑤ 共和政期のラテン語史料としてはウァットロにしか現われない「トリブス監督者」とトリブニ・アエラリイとの関連については、碑文史料をもとに今後検討していきたいが、現段階での判断としては、碑文に、トリブニ・アエラリイ本来の仕事（トリプトウムの徴収と兵士への給与の支払いにとどめる通説的な捉え方や、さらにそれを発展させたニコレの見解の方が無難と言えようか。

もちろんニコレの説にしても、トリブニ・アエラリイの起源を伝える史料が決定的に不足している中であって、ひとつの仮説にすぎない。とりわけ、彼らと彼らが属するトリブスとの結びつきを強調する部分はそうである。しかし、トリプトウムがトリブスごとに徴収され、徴兵もまた当初はトリブスごとに行なわれていたという点からすれば、ニコレの解釈は非常に蓋然性の高いもののように私には思われるのである。

このような解釈が正しいとすれば、そのことは当然、前七〇年に再び姿を現すトリブニ・アエラリイがどのような存在であったのかにも深くかかわってくるだろう。そこで次に、トリブニ・アエラリイの起源に関するニコレの説を念頭に置きながら、前七〇年に審判人とされたトリブニ・アエラリイの実態をめぐる研究史を見ていくことにしよう。

（二）前七〇年以降のトリブニ・アエラリイ

ウァットロらが伝えるトリブニ・アエラリイ本来の仕事は、遅くとも第二次ポエニ戦争後には消滅した。というのも、すでにこの段階で、

トリブトゥムの徴収や兵士への給与の支払いに直接責任を負っていたのは財務官であつたように思われるからである。しかもローマがマケドニアに勝利し大量に戦利金が入った前一六七年以降となると、そのトリブトゥム自体もはや徴収されなくなった(ただし廃止されたわけではない)。

このように職務的には廃れていたはずのトリブニ・アエラリイが、前七〇年、元老院議員および騎士と並んで常設質問所の審判人を割り振られ、歴史の表層へと再び浮上してくるのである。そこで、この再び出現したトリブニ・アエラリイが、かつてのそれと同じなのかどうか、もし連続性があるとすればその本来の仕事を失ったあと彼らはどのような形で存続していたのか、前七〇年にそのようなトリブニ・アエラリイが新たに審判人とされたのは何故なのか等々、前七〇年以降のトリブニ・アエラリイをめぐる^⑥は多くの問題点が存在する。

先にも述べたように、トリブニ・アエラリイの実態に関しては、いまだ満足のいく通説が形成されているとは言えないが、とはいえ私なりの分類によれば、これまでの研究史において次の三つの見解が有力である。

「A説」

トリブニ・アエラリイに関する本格的な研究を始めたマトヴィクによつて提唱されしかもかつて有力であつたのが、トリブニ・アエラリイを三〇万セステルティウスの財産資格者とする説である。

マトヴィク以前の諸研究は、トリブニ・アエラリイを前節で述べた

ような兵士への給与の支払いといった面からのみ捉えていた。それに対しマトヴィクは、そのような機能がすでに失われていた前七〇年段階のトリブニ・アエラリイの実態として、なんらかの財産資格(ケン^⑦ス)に基づいた集団を想定すべきことを唱えた。マトヴィクは、トリブニ・アエラリイを騎士身分の下、しかし一般平民とは財産額により区別される階層としながらも、当の財産額に関しては史料的な手掛かりがないとしていた。しかしその後、財産資格として三〇万セステルティウスが想定され(詳しい論拠は第三章参照)、トリブニ・アエラリイを騎士身分と一般平民との間に位置するとみなすこの説は支配^⑧的となった。

この説はかつて有力であつたと述べたが、現在でも完全に廃れてしまったわけではない。『オックスフォード古典学辞典』の第二版も(一九七〇年)、明示的ではないが、騎士より低い財産資格を想定している^⑨し、さらにごく最近では、『ケンブリッジ古代史』第一〇巻(新版)を分担執筆したガルステラーが、三〇万セステルティウスの財産資格を、「ありそうもないことではない(not improbable)」としており、次に述べる英語圏を中心とした第九巻の執筆者と見解が相違しているのが興味深い。

「B説」

これに対して、現在における有力説といつてもよいのは、トリブニ・アエラリイの財産資格を四〇万セステルティウスとする説である。周知のごとく、この四〇万セステルティウスという財産資格は、

騎士身分のそれにあたっている。

一般的な理解によれば、共和政期のローマには、四〇万セステルティウスという財産資格を満たす広義の騎士と、彼らのうち一八騎士ケントウリア（おそらく一八〇〇名の定員）に所属し官給馬の保持が認められた狭義の騎士という二種類の騎士が存在した。^①当該説はこの二種類の騎士に着目し、C・グラックスの裁判法やアウレリウス法によって審判人とされた騎士を狭義の騎士と捉え、他方、前七〇年に新たに審判人とされたトリブニ・アエラリイをここでいう広義の騎士と考えるのである。^②言い換えるならば、騎士身分に要求された財産資格を満たしながらも、いまだ一八騎士ケントウリアへの登録が認められていないものたちが、他ならぬトリブニ・アエラリイであつたといえよう。

これは前項で述べたような当時の有力説に対して、かつてモムゼンによって唱えられた批判に遡る説である。^③その後、A説と並んでこの説に立つ論者もまま見られたが、いまやこのような捉え方は、少なくとも英語圏の研究者においては通説化したように思われる。たとえば、『ケンブリッジ古代史』第九巻の新版においては、幾人かの執筆者が共通してこの見解を採用しているし、^④また、ベーディアン（Badian）の執筆になる『オックスフォード古典学辞典』第三版（一九九六年）は、トリブニ・アエラリイの定義に関する証拠はないとしながらも、上記のA説からこの説に変更されているのである。^⑤

【C説】

以上の二説は、三〇万セステルティウスにせよ四〇万セステルティウスにせよ、一定額の財産の所有をトリブニ・アエラリイの資格要件と考えている。それに対して、財産資格という点はもちろん考慮に入れないながらも、単なる財産資格ではなく、他ならぬトリブニ・アエラリイという役職への就任を重要視する研究がある。それをここでは第三の学説として分類しておきたい。これは古くはストローン・ディヴィドソンによって強調された説であり、その後、ニュアンスを異にしながらも、ラースト（Last）、ヒル（Hill）、ニコレ（Nicole）、ブルーンズ（Brunns）そして最近の研究としてはブライケン（Bryce）が同様の見解を採っている。

そもそもトリブニ・アエラリイは、各トリブスにおいてトリブトゥムを徴収する一種の役人であつたのであるから、これは当然といえは当然の説である。しかしそのような役割が消滅し、トリブニ・アエラリイ自身も史料に姿を現さなくなるために、この役職とのつながりは希薄に理解されていたのであつた。ストローン・ディヴィドソンやニコレによれば、たとえ閑職としてであれ、トリブニ・アエラリイはその本来の役割が廃れた後も選出され続けたという。さらにニコレは、決して廃止されたのではないトリブトゥム徴収という任務のために、彼らの名簿が作られ続けており、彼らはひとつの「身分（*ordo*）」を構成するほどのまとまりをもっていたとしている。

この説によれば、トリブトゥムが実質的に廃止された後も選出され続けたトリブニ・アエラリイが、そのままトリブニ・アエラリイとして、前七〇年新たに審判人をつとめたのであつた。A説やB説が、ト

リプトウム徴収を担っていたかつてのトリブニ・アエラリイから前七〇年のトリブニ・アエラリイへのつながりに関して、どちらかといえば両者の断絶・変化を強調する立場であるのに対し、このC説は両者の連続性を重視する立場といえよう。この説はまた、トリブニ・アエラリイとトリブスとの結びつきを前記の二説以上に強調する見解でもある。

私見によれば、このように前七〇年に審判人とされたトリブニ・アエラリイをトリブスに深く関連づけて捉えることにより、元老院議員でもなければ騎士でもない、まさに第三範疇としてのトリブニ・アエラリイの特徴がより鮮明になると思われる。もちろんここで便宜的にC説として分類した中にもかなりの見解の相違が見られ、後述するように、私自身、C説の各論者と見解を異にする点もある。しかしこのような捉え方は、基本的には正しい方向を指し示しているように思われるのである。

そこで次に関連史料を検討しながら、C説を敷衍させて本稿なりの結論を導きだすことにしたいが、そのまえに前七〇年にいたるまでの審判人をめぐる状況を概観しておこう。というのも、前七〇年のトリブニ・アエラリイの実態を考える際に、前提として見落とすことのできない一連の動きが、そこには生じているからである。

註

- (1) マトヴィクは、フェストゥスが「*Primaus tribunus*」の項で記す内容も(Fest., 268-269J)トリブニ・アエラリイに関するものではないかと推定している(Madvig, *op.cit.*, 260-261)。⁸ ちなみに「A.Lintott, *The Constitution of the Roman*

Republic, Oxford 1999, 53は「tribuni」と名のつく役職がすべて、なんらかの形で「tribus」を結びつけた可能性を示唆する。

- (2) Cf. Nicolet, *Tributum. Recherches sur la fiscalité directe sous la république romaine*, Bonn 1976 (=Nicolet, *Tributum*), 46-55.

- (3) 以下は「E.v.Herzog, *Geschichte und System der römischen Staatsverfassung* I-2, Leipzig 1884 (Aalen 1965), 1025.

- (4) Th.Mommsen, *Römisches Staatsrecht* (=Mommsen, *SR*) III, Leipzig 1887-1888 (Graz 1969), 189-196.

- (5) 以下は「J. Lengele, *「Tribunus aëriarius」, RE. VIa-2, Stuttgart 1937, 2433* 参照。ただし「Ross Taylor, *Voting Districts*, 8, n.16はキヤンへの見解を支持する。

- (6) Nicolet, *Tributum*, I-5; 46-47.

- (7) Madvig, *op.cit.*, 261.

- (8) A. W. Zumpt, *Das Kriminalrecht der römischen Republic II-2*, Berlin 1869 (Aalen 1993) 193-194; L. Lange, *Römische Altertümer* I, Berlin 1876 (Hildesheim/New York 1974), 432-433; T.R.Holmes, *The Roman Republic and the Founder of the Empire* I, New York 1923 (1967), 391-395; Lengele, *RE*, 2434-2435; A.H.M.Jones, *The Criminal Courts of the Roman Republic and Principate*, Oxford 1972, 86-90; H.H.Sculard, *From the Gracchi to Nero. A History of Rome from 133 B.C. to A.D. 68*, London 1976 (1979), 98, n.11(423)など。また「D. ベーヤー、鈴木一州訳『ローマ人の国家と国家思想』岩波書店 一九七八年、二六三頁は「Lengele, *RE*」に従う。ただし「Ross Taylor, *Voting Assemblies*, 70; id., *Voting Districts*, 293」の説に分類する立場が多少あると思われる。

- (9) *The Oxford Classical Dictionary*, 2nd.ed., Oxford 1970, 1091.

- (10) H. Galsterer, *The Administration of Justice*, in: A.K.Bowman/E.Champlin/A.Lintott (eds.), *The Cambridge Ancient History* X, 2nd.ed., Cambridge 1996, 400, n.8.

- (11) もちろん、このように考えない研究者もいる。たとえば「ニコレやブライケンの見解については、第三章参照。また「騎士に関するわが国の研究としては、長谷川博隆「キヤロ時代の騎士身分——土地所有について——」(『史学雑誌』

六七—七、一九五八年、四六一—八八頁、同(二)『史学雑誌』六七—八、一九五八年、一—三六頁、井上智勇「Equites Romani 研究序説」『研究紀要』(京都大学・文)八、一九六三年、一—七四頁参照。

- (21) M. I. Henderson, The Establishment of the *equester ordo*, *JRS* 53, 1963, 63-64; T. P. Wiseman, The Definition of 'eques Romanus' in the Late Republic and Early Empire, *Historia* 19, 1970, 79-81; P. A. Brunt, The equites in the Late Republic, in: *id.*, *The Fall of the Roman Republic and Related Essays*, Oxford 1988, 145-146; Brunt, *Judiciary Rights in the Republic* (= Brunt, *Judiciary Rights*), in: *ibid.*, 210-211. 44-45 註に補正とある問題を 48-49 頁で A. Stein, *Der römische Ritterstand. Ein Beitrag zur Sozial- und Personengeschichte der römischen Reiches*, München 1927 (1963), 48, n.2-3 の見解を支持しつつある。
- (22) Mommsen, *SR*, III, 192-193; 532-533. ただし、格やギンギヤンが著したトリブスに関するギンギンマンにみづけた「トリブス長」としての連続性の方が強調され、三五〇名のトリブス長とその経験者の中から選出されたのがトリブス・ニ・フエリヤンではなくたかきやわづる (Th. Mommsen, *Die römischen Tribus in administrativer Beziehung*, Altona 1844, 51-57)。
- (23) A. Lintott, Political History, 146-95 B.C., in: J. A. Crook/A. Lintott/E. Rawson (eds.), *The Cambridge Ancient History IX*, 2nd ed. (= *CAH IX*), Cambridge 1994, 46; 90; R. Seager, The Rise of Pompey, in: *CAH IX*, 225; E. Rawson, Caesar: Civil War and Dictatorship, in: *CAH IX*, 458; D. Cloud, The Constitution and Public Criminal Law, in: *CAH IX*, 509.
- (24) *The Oxford Classical Dictionary*, 3rd ed., Oxford 1996, 1549.
- (25) J. L. Strachan-Davidson, *Problems of the Roman Criminal Law II*, Oxford 1912 (1991), 89-95.
- (26) H. Last, *The Cambridge Ancient History IX*, Cambridge 1932, 338-340.
- (27) H. Hill, *The Roman Middle Class in the Republican Period*, Oxford 1952, 154-156, 212-214.
- (28) Nicolet, *Tributum*, 46-55. 44-45 頁で Cl. Nicolet, *L'ordre équestre à l'époque républicaine (312-43 av. J.-C.)*, Paris 1974 (= Nicolet, *Ordre équestre*), 598-610 頁

は、特定の財産資格(三〇万セステルティウスあるいは四〇万セステルティウス)を満たすが、騎士ケントゥリアには属さない人々Ⅱ「平民」という側面が強調されている。詳しくは第三章参照。

- (29) H. Bruns, Ein politischer Kompromiß im Jahr 70 v. Chr.: die *lex Aureia iudiciaria*, *Critica* 10, 1980, 263-272.
- (30) J. トラヤケン、村上淳一／石井紫郎訳『ローマの共和政』山川出版社、一九八四年、七五頁、一九七頁。J. Bleicken, *Cicero und die Ritter*, Göttingen 1995 [= Bleicken, *Cicero und Ritter*], 36-39.
- (31) Strachan-Davidson, *op. cit.*, 93-95; Nicolet, *Ordre équestre*, 598-602; Nicolet, *Tributum*, 50-51.
- (32) 元老院議員と騎士以外の「身分」に関しては、B. Cohen, *Some Neglected ordines: the Apparitorial Status-Groups*, in: Cl. Nicolet (ed.), *Des ordres à Rome*, Paris 1984, 23-60 参照。コーエンも「閑職にもかかわらずトリブス・ニ・フエリヤンが存在し続けた可能性を示唆する (*ibid.*, 59, n.166)。

二 前七〇年以前の審判人とトリブス

(一) 百人裁判所とトリブス

前七〇年以前における審判人とトリブスとの関わりとして、まず取り上げたいのは「百人裁判所 (*centumvirale iudicium*, *centumviri*)」と呼ばれる法廷である。

この法廷は、前一四九年に設置された常設査問所同様、複数の審判人によって審理がなされ判決が下される法廷であったが、ここでも問題となってくるのは、それら審判人の構成に關してである。小プリニウスの記述をもとにすれば、トラヤヌス帝代には一八〇名の審判人名簿があり、通常、四つの「部会 (*consilium*)」が作られていた (Plin., *Ep.*, 4, 24;

leg. 6, 33)。それに対して、共和政期における構成を伝える唯一の史料は、以下のフェストゥスの記述である。

「百人裁判所」は「百人審判人」から名付けられた。というのも、ローマに三五のトリブス・トリブスはクリアとも呼ばれていたのだが、¹が存在した際、各々のトリブスから裁判を行なうために三人ずつが選出され、彼らが「百人審判人」と呼ばれていたからである。たしかに、一〇〇人より五人多くいたけれども、より簡潔な命名法が採用されたため、「百人審判人」と名付けられたのであった (Fest. 411)。

このフェストゥスの記述は、八世紀のパウルス・デИАコヌスの要約を通して伝えられている箇所であり、その取り扱いに関してはとりわけ慎重な判断が必要となろう。

本稿にとって重要なのは、審判人がトリブスごとに選出されたという箇所の信憑性である。なるほど「トリブスがクリアとも呼ばれていた」という点がまずは気になるが、しかし、これは記述全体を否定するだけの十分な根拠ともならない。また定員が一〇五名になるにもかかわらず百人裁判所と呼ばれたという説明も、かなり無理が感じられるが、この点については、共和政末期の信頼しうる史料ウァッロに関連記述が見られる。ウァッロはその『農業論』の一節において、一般に言われている数が文字通りそうではない周知の例として、百人裁判所を挙げているのである (Varr., RR, 2, 1, 26)。ただし、ウァッロは実

際の定員が何人かを伝えてはいないが。

以上のような点に鑑み、本稿も通説的理解に従って、フェストゥス／パウルスの記述を信頼に値するとした上で、この種の法廷がいつごろから存在したのか、そこではなぜトリブス単位で審判人が選出されたのかを見ていくことにしよう。

まず百人裁判所の起源をめぐっては、大きく分けて、十二表法以前に遡る古い起源を想定する説と、前二世紀以降の比較的新しい起源を想定する説とがある。

ケリーの整理によれば、¹初期の研究者の間では古い起源が主張されていたが、一九二八年のボツツアの研究以来このような見解に対する反発が生じ、新しい起源が主張されるようになったという。もともと、従来の有力説に対して比較的新しい起源を強調する説は、すでに一八九九年に『古典古代学事典』の当該項目を担当したウラツサクの見解に見られる。ウラツサクはモムゼンを参照し、²百人裁判所の成立時期として前一四九九年の常設査問所と同時期を考えているのである。管見によるかぎり、このウラツサクの見解が、³わが国のローマ法研究者の間では広く受け入れられているようである。新しい起源を主張する説では他に、その上限を前二四一年とするベーレンツの説などがある。⁴

それに対して、ラ・ローザ、⁵クンケル⁶そして当のケリー自身⁷が、古い起源説に立ち戻っている。古い起源を主張する説が論拠とするのは、方式書訴訟が一般的となった後も、この法廷では神聖賭金式法律訴訟 (legis actio sacramenta) が用いられ続けたこと (Gaius, Inst.,

4. 31)「国家権力の古いシンボルとされる槍(*hasta*)がこの法廷に立てられていたこと(*Gaius, Inst.*, 4. 16)」そして十二表法以前を示唆するゲッリウスの記述(*Gell., Nt.* 16. 10. 8) などである。

多分にローマ法学の知見を要するこの論争に参加するだけの準備を、もちろん私は持ち合わせていない。しかし現段階の判断としては、古い起源説の方がより説得的であり、そして何よりも審判人の選出単位としてトリブスが選ばれた理由をよりよく説明しているように思われる。^⑩

ただし古い起源説を採る場合でも、以下の点は確認しておく必要がある。すなわちそれは、たとえ百人裁判所が古い起源を持つ法廷であろうとも、フェストゥスが伝えるような構成は少なくとも前二四一年以降でないと成立不可能であるという点である。周知のごとく、ローマにおいてトリブス数が三五に達したのはようやくこの年になってからであった。前二九九年から前二四一年の間は三三トリブス、さらにそれ以前は三一、二九、二七、二五トリブス、そして前三八七年ウェイの地に四トリブスが設置されるまでは、二トリブスの時代が続いた。当然のことながら、これは古い起源説の最大の弱点となっている。

そこでクンケルはそれに対する反論として、(a) それ以前の法廷が百人裁判所以外の名称で呼ばれていた可能性(定員が一〇〇人以下ということか)、(b) 審判人が一トリブスあたり四〜五人ずつ選出されていた可能性、(c) 場合によるとトリブスごとではない別の方法により審判人が選出されていた可能性などを挙げている。^⑪だがクンケル

自身が述べるように、史料が語らない以上、この種の推測をこれ以上めぐらすのは無意味である。ともかく、(a) や (b) の可能性を考えれば、トリブスごとに審判人が選ばれる「法廷」の上限を、トリブス数が三五に達した前二四一年に求める必要性はないといえよう。

それでは、査問所とは異なり、なぜ百人裁判所では審判人がトリブスごとに選出されていたのだろうか。百人裁判所が古い起源を持つという前提に立ちながら、この問題を興味深く探求したのがケリーの論考である。

ケリーはまず百人裁判所の権限として、この法廷は、額の多少にかかわらず相続財産返還請求訴訟(*hereditatis petitiones*)や義務違反の遺言の訴(*querela inofficiosi testamenti*)といった、もっぱら「相続」にかかわる分野を担当したという。^⑫

その上でケリーは、このような権限を持つ法廷がトリブスと密接にかかわっていた積極的な理由を次の点に求めている。すなわち、ケリーによれば、(a) ローマの氏族は、同一氏族成員からの相続に対して、たとえ順位は下位であれ潜在的な相続権を保持し続けていた。他方、(b) セルウィウス改革後のトリブスは、よく言われるような「血縁的(*kinship-based*)」性格から「地縁的(*locality-based*)」性格へと完全に変化したのではなく、セルウィウス改革後もそれは、氏族との結びつきをなんらかの形で保持し続けていた。ここからケリーは、「相続」という重要な民事事件は、トリブスごとに選出される審判人によって審理されたのではないかとする。当該相続問題に直接かわる氏族の代表は、その氏族が属するトリブスからの審判人として

百人裁判所に参加していた。また他のトリブスから選出され審判人の大部分をなした「中立的」な氏族の代表者たちは、特定の氏族・家族の存続／消滅が国家全体にかかわる公的な意味を持つていた以上、当該氏族の相続問題にも目を光らせたのではないかと推測している。¹²⁾

別稿で論じたように、セルウィウス改革という古い時点で考えた場合でも、トリブスと氏族との関係はかなり微妙な問題を孕んでいる。従来のように血縁原理→地縁原理といった説明では不十分であるという点は私も同意するが、ケリーが主張するように、セルウィウス改革後のトリブスが特定氏族の利害を代表する単位であり続けたとも思われない。

だが、氏族との関わりを別にすれば、多分に血縁的でもあり地縁的でもあるような小規模な段階のトリブスをもとにした説明は、魅力的である。互いに近接して居住し、日常的に接していた「トリブス民」を必ず一人は含み込む審判人の構成は、とりわけ相続をめぐる争いでは好ましいものと判断されたのではなからうか。事実関係の認定や当該人物の人となりの判定に、彼らの参加は大いに貢献したことであろう。¹³⁾

さて、先にも述べたように、百人裁判所の起源としてはそれを前二世紀中葉に求める説が存在し、わが国のローマ法研究者の多くはこの説を採用しているが、いずれの説を探るにせよ、ここでひとまず次の点を確認することは可能であろう。それは、少なくとも前一四九年以降として考えた場合、そこにはトリブスごとに出選された審判人を有する百人裁判所がすでに存在していたという点である。言い換えるならば、早ければ共和政の最初期から、また遅くとも前二世紀中葉から、

審判人の選出単位（選出主体）という社会的機能をトリブスは担い始めていたのであった。

（二）前八九年のプラウティウス法

前七〇年における審判人の選出を考える際、その先例として次に注目しておかなければならないのが、前八九年のプラウティウス法である。この法については、今は散逸したキケロ『コルネリウス弁護演説』に関するアスコニウスの古註において、次のように記されている。

Cn・ポンпейウス・ストラボとL・ポルキウス・カトが執政官であつた同盟市戦争の二年目には（前八九年）、騎士身分が法廷を支配していたが、この年、護民官のM・プラウティウス・シルヴァヌスは、ノビレス貴族の支援によつて、ある法を通過させた。それがここでキケロが示しているような効力をもつていた法である。というのも、この法をもとにして、各々のトリブスは投票により、それ自身のメンバーの中からその年判決を下すべき一五人を選出していたからである。これにより、元老院議員もまたこの数のうちに含まれることになり、そして平民出身者でさえ幾人かがそこに含まれる結果となつたのである（Ascon., 76C）。

クンケルによれば、前八九年という時点でトリブスごとに審判人が選出されたのには、特殊な状況が関連していた。すなわち、前九〇年に設置された「ウァリウス法廷」¹⁴⁾によつて、同盟市戦争勃発の責任者と

して元老院議員たちが裁かれる危険性があつたが、当時の審判人はすべて騎士から構成されていた。そこで、彼ら騎士のみによって裁かれるのを恐れた元老院議員たちは、「民衆による選出」という方法を導入することによって、審判人の中に元老院議員も含み込ませようとしたのであり、そのためにはトリブス内における選出という方法こそがふさわしかったという。^⑩

クンケルは、このように前八九年における審判人の選出をその年の特殊状況から説明し、百人裁判所との関連については、非常に慎重な態度をとっている。^⑪しかし、その直接的な動機がなんであれ、前節で検討したような百人裁判所がモデルとなり、それを先例としながら前八九年のプラウティウス法が作り出された蓋然性は非常に高いといえよう。新しい起源説が正しいとしても、すでに前一四九年段階で、トリブスごとの審判人の選出という方法は導入されていた。またクンケル自身が主張するように、百人裁判所が十二表法以前にまで遡る古いものであれば、この方法はすでに長い伝統を持っていたのである。

さて、先のアスコニウスの記述に戻るならば、そこには簡潔ながらも、トリブスごとの審判人の選出が一体どのような結果をもたらしたのかを示されており、この点は次章におけるトリブニ・アエラリオの検討のためにも示唆深い。

各トリブスあたり一五名が選出されることになったが、その結果、従来の騎士に加え、元老院議員のみならず「平民出身者でさえ幾人か」がそこに含まれることとなったのである。一五名という定員枠の少なさにもかかわらず、トリブスによっては、選ばれるべき元老院議

員や騎士が不足していたためであろうか、その詳細は不明ながら、「平民出身者」が選ばれたトリブスもあつたのである。もちろん「平民」とはいえ、彼らがいわゆる「一般平民」とは異なる富裕者であり、かつ各トリブス内におけるなんらかの「有力者」であつたことは予想される。ともかくここでは、トリブスごとの選出という方法が導入され、それによって、元老院議員や騎士といった身分とは別の基準で審判人が選ばれたという点に注意を促しておきたい。

さらに先の百人裁判所にあつては、その審判人を選出する主体が果たして各トリブス民なのかどうかは不明であつた。だが、このアスコニウスの記述からは、審判人が単に「トリブスごと」に選出されたとどまらず、彼らがほかならぬ「トリブスの投票によって」選出されたという点も読み取れるのである。

前八九年のプラウティウス法によって、民事を取り扱う百人裁判所とは異なり、査問所という有力政治家がいつ刑事被告となるやもしれない分野に、そしてその結果次第では政治生命をも失いかねないような分野に、トリブスごとに選出された審判人という制度がいまや導入され始めたのであつた。^⑫

（三）スッラによる元老院議員の補充とトリブス

同盟市戦争およびその後の内乱によって元老院議員に欠員が生じ、前八一年、独裁官のスッラはその補充を行なつた。しかしこの時の措置は単なる欠員分の補充にとどまらず、さらに三〇〇名の元老院議員が追加され、これ以降、元老院議員の定数は六〇〇名になったと考え

られている。

この前八一年のスツラの改革に関しては、内容の異なる二種類の史料が伝えられている。ガツバによれば、一見して内容の矛盾するそれらの史料は、二段階による元老院議員の補充を示すものである。まず、サルステイウスとハリカルナッソスのディオニシオスが、先立つ戦争において功績のあった兵士が元老院議員として登録されたと伝えるのは (Sall., Cat., 37, 6; Dion. Hal., 5, 77, 5)、従来の三〇〇名の定員を割り込んだ分の補充にかかわることであった。このようなやり方には、前二一六年の独裁官 Q・ファビウス・プテオによる先例が存在した (Liv., 23, 23, 6)。他方、アッピアノスとリウィウスの梗概が伝えるのは三〇〇名の騎士の登録であり (App., BC, 1, 100, 468; Liv., Per., 89)、これはさきの方法により補充された三〇〇名にさらに三〇〇名の元老院議員を追加する措置にかかわっていたという²¹⁾。

さて、トリブスとの関連で問題となってくるのは、後者三〇〇名の元老院議員追加の際に、「トリブスに対して各々についての投票権を与えることにより」、その選出がなされたとアッピアノスが記している点である。文字通り解釈するならば、追加されるべき元老院議員を各トリブスがそれぞれ選出したということになるだろう。これは非常に興味深い方法であるとともに、にわかには信じがたい方法でもある。たしかに、トリブスは民会の投票単位であり、民会において政務官に選出されることが、元老院に受け入れられるための重要な要因となっていた。だが、民会ではあくまでも三五トリブス全体の投票で事が決せられたのである。それに対しここでは、あたかも各トリブスが独自に、

そのメンバーの中から新たに元老院議員を選出したかのような手続きが述べられている。またこの手続きを伝えているのが、史料価値に問題があるとされる二世紀の歴史家アッピアノスだけであれば、その信憑性に疑いを持つのも当然のことといえよう。

そのためガツバによれば、これは従来、スツラが補充すべき元老院議員のリストを「トリブス民会」に提出したことを示すにすぎないと考えられてきた。しかしガツバは、モムゼンの指摘を承けながら、アッピアノスはここではもっと複雑な手続きについて述べているとする。ガツバの推測によれば、「およそ三〇〇人」という記述からしてちやうど三〇〇人だったのではなく、一トリブスあたり九人、全体では三一五人の元老院議員が選出されたのであった。とはいえガツバも、トリブスごとのイニシアティブまで想定しているわけではなく、スツラはあらかじめ選び出しておいた者のリストを各トリブスに提出し、各トリブスの役割はというと、それに投票するだけだったのであらうと付け加えてもいる²²⁾。

長谷川博隆氏は旧版の『岩波講座 世界歴史』(一九六九年)において、ガツバとそれを受け入れたロス・テイラーの説をいち早く紹介し、それが「一般の承認を得るか、仮説にとどまるかは、なお問題である」と興味深くコメントしておられる²³⁾。たしかにその後も、トリブス民会による決定という旧説を採る研究者も見られるが、ここでは、近年スツラに関する研究を精力的に進めてきたキーヴニーや『ケンブリッジ古代史』におけるシーガーの見解に倣い、ガツバ説を支持しておきたい。

その際ポイントとなるのは、ガツバも強調したような、百人裁判所およびプラウティウス法との関連である。元老院支配の復活を強く望み保守主義者のごとくみなされているスツラが、ここで採った方法は一見したところ共和政の伝統から大きく逸脱しているように思われ、それだけに、アッピアノスの記述に対する疑いも生じてくる。ところが、トリブスごとの元老院議員の選出が、審判人の選出という形でれっきとした先例を持っていたとすれば、保守主義者スツラの措置は十分に説明可能なものとなるのである。

なるほど百人裁判所や前八九年のプラウティウス法は、審判人の選出にかかわるものであり、前八一年のスツラによる元老院議員の選出(補充)とは、一見したところその性格を異にしていた。だが実は、このふたつの問題は密接に関連していた。というのも、スツラが常設査問所の審判人を騎士から元老院議員へと移し、そのことに伴って生ずる審判人⇨元老院議員の確保を主たる目的として元老院議員の補充・拡大が行なわれたと考えられるからである。とすれば、すでに前八九年に、「特別査問所」とはいえ審判人の選出に用いられていた方法が、このたび元老院議員選出のために採用されたとしてもなんら不思議はないだろう。⁽⁸⁾

このように、共和政末期の審判人とトリブスにかかわる一連の事件は、それらを互いに関連づけて考察するならば、審判人の選出という側面からトリブスの社会的機能を浮き彫りにするものとなっている。前七〇年の時点では、各トリブスが査問所における審判人をそのメンバーの中から選出した経験を持っていたのは確実であるし、さら

に元老院議員さえ選出していた可能性が高いのである。そしてこれらのことは、前七〇年にアウレリウス法によって選出された審判人、とりわけトリブニ・アエラリイをめぐる難題にも光を投ずると思われるので、いよいよこの点へと考察を進めていくことにしよう。

註

- (1) J. M. Kelly, *Studies in the Civil Jurisdiction of the Roman Republic*, Oxford 1976, 5-6. 起源をめぐる諸説については他に、M. Kaser/K. Hackl, *Das römische Zivilprozessrecht*, München 1996, 52, n.3 参照。
- (2) M. Wassak, *«Centumviri»*, in: *RE*, III, Stuttgart 1899, 1935-1936.
- (3) ただし、クンケルによればウラッサクによるモムゼンの利用の仕方は非常に恣意的であり、モムゼンの見解自体は微妙に変化しているという(W. Kunkel, *Untersuchungen zur Entwicklung des römischen Kriminalverfahrens in vorsullanischer Zeit*, München 1962, 116, n.424)。
- (4) 船田亨二「ローマ法」第五卷、岩波書店、一九七二年、四九―五三頁、真田芳憲「共和政末期における弁論術 Rhetorica と法学の解釈方法」『法学新報』七四―二・三、一九六七年、一五二―一五六頁。また柴田、前掲書、三七四頁は真田氏の見解を採用している。
- (5) O. Behrends, *Die römische Geschworenengerichtung. Ein Rekonstruktionsversuch*, Göttingen 1970, 103-109. ちなみに、ロス・テイラーはその起源を、「確実に前二四一年以降、せよとせば前二世紀」であると(Ross Taylor, *Voting Districts*, 15)。
- (6) F. La Rosa, *«decemviri» e «centumviri»*, *Labeo* 4, 1958, 14-54.
- (7) Kunkel, *op. cit.*, 115-119.
- (8) Kelly, *op. cit.*, 5-8.
- (9) ちなみに最近の法制史関連の概説書で見れば、ヴィアカーは決定的な判断を避けながらも「どちらかといえは前二世紀半ばを」(F. Wieacker, *Römische Rechtsgeschichte. Quellenkunde, Rechtsbildung, Juristenwesen und Rechtsliteratur I*, München 1988, 435, n.30) また「カーザー／ハックルの概説書は」法廷その

- ものの起源は古いとするが、フェストゥスが述べるような構成については、非元老院議員にも審判人が開放された前一二二年以降を考えている(Kaser/Hackl, *op.cit.*, 52-53)。
- (10) Kunkel, *op.cit.*, 118-119.
- (11) Kelly, *op.cit.*, 8-17.
- (12) *ibid.*, 17-26. なおケリーは、百人裁判所のこのような性格からして、その審判人がトリプスとはなく、クリアへと選出されていた可能性をも示唆している(*ibid.*, 23)。
- (13) 砂田、前掲論文参照。
- (14) クンケルは、百人裁判所、すなわち複数の審判人による判決という陪審法廷が導入された背景には、国家権力がいまだ未熟な段階で、多くの氏族を判決にかかわらせることにより、敗訴した側が復讐に訴えるのを防止する意図があったとする(Kunkel, *op.cit.*, 119)。
- (15) ちなみに、アスコニウスが記す審判人の構成は、査問所全般に適用されたわけではなく、大逆罪に関するこの「ウアリウス法廷」にのみ適用されたようである(Jones, *op.cit.*, 56)。
- (16) Kunkel, *op.cit.*, 116-117.
- (17) Kaser/Hackl, *op.cit.*, 53, n.12. 百人裁判所とプラウティウス法、どちらがどちらに影響を与えたのかは決定しえないという見解をとっている。ちなみに、クンケルがこのような見解をとる背景には、すでに前二世紀において、トリプスが「緊密な紐帯としての性格(den Charakter von geschlossenen Verbänden)」を失い、単なる市民の身分表示にすぎなくなっているという判断がある(Kunkel, *op.cit.*, 116)。「おわりに」でも述べるように、本稿ではそのような解釈をとらなう。
- (18) ロス・テイラーのブロンボグラフィによれば(Ross Taylor, *Voicing Districts*, 270-276)、所属トリプス名の知られる元老院議員の数は、都市トリプスのうちのエスキリナ区が〇人、スプラナ区が一人(?)であり、騎士に関するニコレのブロンボグラフィによれば(Nicolet, *Ordre équestre II*, 109, 410, 97)「これら両トリプスに属する騎士の名は一人も知られていない(もともと所属トリプス名の

わかる騎士の数自体かなり少ないが)。このようなトリプスでは、「平民出身者」が選出されたのであろうか。

- (19) Ross Taylor, *Voicing Districts*, 15, n.39.
- (20) エルビョレ²⁴ Cic., *Verr.*, 1, 38. スッラによるこのプラウティウス法が廃止された²⁵の言及は、²⁶ヒル²⁷ (*Hill, op.cit.*, 138, n.2)。
- (21) E. Gabba, *Il ceto equestre e il Senato di Silla, Athenaeum* N.S.34, 1956, 124-138 = *The Equestrian Class and Sulla's Senate*, in: id. (tr. by P.J. Cuft), *Republican Rome, the Army and the Allies*, Oxford 1976, 142-150; 256-259 (= Gabba, *Sulla's Senate*); id. (ed.), *Appian Bellorum Civilium Liber Primus*, Firenze 1967, 343-345.
- (22) 詳しくは、長谷川博隆「土地法における家畜の問題」秀村欣二・三浦一郎・太田秀通編『古典古代の社会と思想』岩波書店、一九六九年、二四二-二四三頁参照。
- (23) Mommsen, *SR*, III, 189, n.2. ちなみにモムゼンは「三五(トリプス)×八(人) = 二八〇(人)」を想定している。
- (24) 以上 Gabba, *Sulla's Senate*, 144-145.
- (25) Ross Taylor, *Voicing Districts*, 292-293.
- (26) 長谷川博隆「内乱の一世紀」『岩波講座 世界歴史』岩波書店、一九六九年、三〇九頁。
- (27) Th. Hantos, *Res publica constituta. Die Verfassung des Dictators Sulla*, Stuttgart 1988, 47-48.
- (28) A. Keaveney, *Sulla. The Last Republican*, London/Sydney 1982, 174-175.
- (29) R. Seager, *Sulla*, in: ²⁸CAH, IX, 200-201.
- (30) 騎士の一部を元老院議員に繰り込むことにより、元老院を拡充しようとする試み自体も、結果として挫折したとはいえ、先例が存在した。ことによるとC. グラクス(Plut., *G. Gracch.*, 26, 2)が、確実なところでは前九一年のドルスス(Asp., *BC*, 1, 35, 158)が、この方法により元老院議員の増員を試みた。スッラも彼ら同様、増員された元老院議員に審判人としての任務を託し、そうすることにより統治者集団の基盤の拡大とその安定化を目指したと考えられる。その際スッラは、本文で述べたような別の先例にしたがって、元老院議員の選

出を各トリブスに任せただけであろう。

三 トリブニ・アエラリイの実態

第一章で試みた研究史の整理、および第二章で見てきたような前七〇年に先行する審判人とトリブスをめぐる動きを踏まえながら、以下では具体的に史料を検討し、トリブニ・アエラリイの実態を明らかにしていくことにしよう。

（一）財産資格をめぐる ― A説の検討

トリブニ・アエラリイの実態を探る手掛かりとして、まずは、A説およびB説で唱えられている彼らの財産資格から見ていくことにしよう。前者はその財産資格を三〇万セステルティウスとし、後者は四〇万セステルティウスとしているが、もし財産資格が存在したとすれば、これら二つの見解のうち一体どちらが正しいのであろうか。

まず、前七〇年に選出されたトリブニ・アエラリイに、なんらかの財産資格が求められていたのは確実である。ポンペイウスの改革を伝えるアスコニウスの古註は(Ascon., 17c)、これとの関連でよく引用される史料であるが、しかしその解釈に関しては難しい点が多々含まれており、前七〇年のアウレリウス法における財産資格への言及であるとは必ずしも言えない。¹ それに対し、キケロ『第二フィリッピカ弾劾演説』(前四四年)は、トリブニ・アエラリイに財産資格が求められていたことを示唆している。

何だつて？ ユリウス法によっても、いや、かつてはポンペイウス法やアウレリウス法によっても、このようなランクの人（百人隊長）には審判人の門が開かれてはいなかったと言うのだろうか。「財産資格が前提になっていたのだ」と彼は言う。でも、それは百人隊長級のみならず、ローマ騎士にも当てはまることだった。したがって、まことに勇敢で尊敬すべき人物であるならば、かつて部隊を指揮していた人（百人隊長）は、今も昔も審判人としての判決を下せるのである(Cic., Phil., 1, 20)。²

スエトニウスによれば、前四六年にカエサルは、「審判人を二種類に、つまり、騎士身分と元老院身分の審判人団に限定し、三番目の審判人団だったトリブニ・アエラリイは廃止した」という(Suet., Div. Iul., 41)。³ ここでキケロは、カエサルが廃止したその三番目の審判人団を復活させ、その名簿に百人隊長や一般兵士さえ登録しようとしたアントニウスに対して、激しい批判を展開しているのである。

キケロの言によれば、ユリウス法の下においてもポンペイウス法の下においても、そしてかつてのアウレリウス法の下においても、財産資格を満たさなければ百人隊長にも審判人への道は閉ざされていなかった。ということは、言い換えるならば、審判人となるためにはアウレリウス法以来、少なくともなんらかの財産資格が求められていたということになる。ただし、当の資格額がどれだけか、それがローマ騎士のそれと同額かどうかとなると、キケロの記述は決定的な手掛りとはならない。

さて、財産資格を三〇万セステルティウスとするA説は、以下のふたつの史料をその論拠としている。そのひとつは、今は散逸したキケロ『クロディウスおよびクリオ弾劾演説』（前六一年）に關して古註が伝える記述である。キケロの古註は、審判人たちが被告クロディウスから受け取った「三〇万あるいは四〇万セステルティウス」の買収金、これを失ったならば彼らは審判人に含まれ続けることができないであろうと記している（Schol. Bob. 91St.）。この買収額のうち四〇万セステルティウスが明らかに騎士身分の財産資格にあたることから、三〇万セステルティウスの方がトリブニ・アエラリイのそれに相当するとされ、買収によりいったん手にしたこれらの金銭を返却するならば、彼らは再びかつての貧困状態に陥り、もはや審判人として要求された財産資格を満たすことができない、という意味であろうと解釈されている。

もうひとつの論拠は、後のアウグストゥスの法廷改革を伝えるスエトニウスの記述である。スエトニウスによれば、アウグストゥスは従来の三審判人団に「第四の審判人団」を追加したが、彼らは「二〇万セステルティウス級（ducentarii）」と呼ばれたという（Suet. Aug. 32, 3）。さきに述べた前四六年のカエサル（g）の法廷改革により、トリブニ・アエラリイは審判人団から排除されたが、なんらかの事情でアウグストゥス時代には、元老院議員と騎士からなる三審判人団が存在していた。アウグストゥスはこれらに第四の審判人団を新たに付け加えたのである。彼らは輕微の係争を取り扱うための審判人であり、二〇万セステルティウスという財産資格のより低いものからなっていた。そこで、

彼らと財産資格が四〇万セステルティウスとされる騎士との中間にトリブニ・アエラリイが位置したのではないかと推定されているのである。

これら三〇万セステルティウスの論拠とされる二史料のうち、後者の史料には三〇万セステルティウスという数字は現われず、前者の史料との関連から、この財産資格を裏付ける史料として用いられているにすぎない。それゆえこれらの論拠のうち、独立した史料としての価値を持つのは、三〇万セステルティウスを直接伝えるキケロの古註と言えよう。

この史料は一見したところ、三〇万セステルティウスという財産資格を証言する決定的な証拠のように思われる。しかしながら当然、このような解釈には、B説の立場から批判が出されている。まず、ここで伝えられているのはあくまでも審判人に対する買収額であり、それを単純に財産資格と同一視することはできないとする批判がある。^(g) だがこの点に關しては、文脈的に判断して、ここで言及されている買収額を審判人の財産資格と同一視する見解の方が妥当であろう。

それに対して、ジェイン・クロフォードが紹介するような、ヘンダーソンおよびベーディアン（g）による批判には、より説得力がある。彼らの批判によれば、ここで「三〇万あるいは四〇万セステルティウス」とされているのは、騎士とトリブニ・アエラリイそれぞれの財産資格ではなく、騎士とトリブニ・アエラリイ共通の財産資格であった。すなわち、この注釈者は騎士とトリブニ・アエラリイ共通の財産資格がいくらなのかわからなかったために、「三〇万あるいは四〇万

セステルティウス」と表記したにすぎないという。事実この注釈者は別の箇所、騎士とトリブニ・アエラリイとを「明らかに同一身分の人々」と記しているのである（Schol. Bob. 93St.）。

このような史料批判からすれば、A説の唱える三〇万セステルティウスという財産資格は、それほど確たる論拠のあるものとは言えない。それでは、トリブニ・アエラリイにもなんらかの財産資格が要求されたのである以上、それはB説の唱えるように四〇万セステルティウス―すなわち広義の騎士―ということになるのだろうか。次に節を改めて、B説について検討していくことにしよう。

（二）キケロにおける用語の不統一―B説の検討

前七〇年以降のトリブニ・アエラリイに関する非常に特徴的な現象として、キケロにおける用語の不統一という問題がある。共和政末期のローマ社会を知るために不可欠な史料であるキケロの記述が、トリブニ・アエラリイに関しては一定していないのである。

キケロは、複数の箇所において、元老院議員および騎士と並んでトリブニ・アエラリイを前七〇年の審判人として挙げている（Cic. Att., 1, 16, 3; Att., 2, 4, 6; Att., 2, 16, 3）。その際キケロは、トリブニ・アエラリイの積極的な定義を試みてはいないが、それでもいくつかの史料においては、トリブニ・アエラリイの実態について示唆がなされているので、まずはそれらの史料から見ていこう。

そのうちのひとつは、前六一年六月付『アッティクス宛の書簡』における（Cic. Att., 1, 16, 3）、クロディウスを裁いた審判人に言及した

箇所である。かつて下劣なミュージックホール（あるいはダンス遊び）においてすらこれより見苦しい輩が座を占めたことはないといううえで、「汚れた元老院議員、すかんぴんの騎士、アエラティ（aerati）というよりむしろその名のとおりのアエラリイであるトリブニ」が挙げられている。ここでキケロが、「アエラティ」と「アエラリイ」を掛けて審判人たちを皮肉っているのは明らかだが、両語がそれぞれどのような意味であるのかについては、残念ながら明確ではない。¹⁰ シャクルトン・ベイリーの註釈に従えば、アエラティは「金持ちの」、アエラリイは「給料をかせぐ（賄賂を取る）者」という意味であり、とすればトリブニ・アエラリイは本来、賄賂を取る必要もない程に裕福なはずだ、ということであろうか。

また審判人としての言及ではないが、前五四年のプランキウス訴訟の際に、彼の無罪を嘆願しようと喪服に着替えて故郷アティナから駆け付けた「かくも多くの騎士、かくも多くのトリブニ・アエラリイ」のことが言及され、彼らが選挙戦の際にもプランキウスのために熱心な支援を行なったことが記されている（Cic. Plane, 21）。文字通り解釈すれば、ここからはアティナのような一地方都市にもかなりの数のトリブニ・アエラリイがいたことが読み取れよう（本章註（24）も参照）。

同じく審判人としての言及ではないが、前六三年カティリナの陰謀から国家を救わんと馳せ参じた人々を列挙する際に、キケロは、「騎士」「トリブニ・アエラリイ」「書記官」そして最下層の貧民をも含めた「出生自由人からなる全大衆」を挙げている（Cic. Cat., 4, 15-16）。¹²

ここでの順番は階層の上下を意味していると考えられるので、キケロの理解によれば、トリブニ・アエラリイは騎士の下、書記官の上に位置し、一般平民とは区別される階層（あるいは身分）であった。

このようにトリブニ・アエラリイについて随所で言及がなされている一方で、前七〇年以降の審判人として元老院議員と騎士のみが挙げられ、トリブニ・アエラリイが省略されている箇所がかなりある（Cic., *Font*, 36; *Clu*, 121; *Clu*, 130; *Flacc*, 4; *Flacc*, 96）。

この矛盾は、従来多くの研究者の注目するところであり、これまで様々な解釈が試みられてきた。とりわけA説の理解では、騎士の財産資格が四〇万セステルティウスに対しトリブニ・アエラリイのそれは三〇万セステルティウスであるから、両者が混同されたということは由々しき問題である。A説によるならば、この混同は、実生活において騎士とほとんど差のないトリブニ・アエラリイを騎士に含めて言及することにより、彼らのプライドを巧みにくすぐったキケロの法廷戦術であった。¹⁵

それに対し、四〇万セステルティウスの財産資格を唱えるB説の最大の利点は、まさにこのような用語の不統一を法廷戦術に帰すことなく、整合的に説明できるという点にある。キケロが時に騎士とトリブニ・アエラリイを混同しているということは、実態として両者の区別がつかなかったと考えるのがもっとも自然であるが、B説の説くところによれば、それは彼らが等しく四〇万セステルティウスという騎士の財産資格を満たしていたからであった。彼らのうち騎士ケントウリアに登録され狭義の騎士となったものが騎士の審判人団に登録され、

そうではなく広義の騎士のままに留まったものたちが、トリブニ・アエラリイとして審判人団に加わったのである。

たしかに、トリブニ・アエラリイを騎士ケントウリアに属していない広義の騎士と捉えるならば、彼らが時としてキケロにより第二の審判人団である騎士（＝狭義の騎士）と混同して述べられているのは説明がつく。しかしながら他方で、このような解釈に対しては以下のような疑問が湧いてくる。

まず第一に、一八の騎士ケントウリアに属した狭義の騎士が、果たして最低でも三〇〇人¹⁶とされる審判人団を供給できたのかという点である。一八の騎士ケントウリアの中には、元老院議員の子弟であり元老院にまだ議席を占めるにいたらないものたちが、かなりの数、含まれていた（たとえば、[*Q. Cicero*], *Com. pet.*, 8, 33）。しかるにC・グラクス時代の裁判法によれば、このような元老院議員の子弟も元老院議員身分に数えられ、審判人からは排除されていたのである（*repetundarum*, 12-16）。¹⁷ 所以で、もしも騎士ケントウリアの定員が一八〇人であったとすれば、このような人々や三〇歳に満たないもの、さらに徴税請負人として海外で活動しローマ不在であったものをまず取り除いて、果たして残りの狭義の騎士から審判人を供給できたのであろうか。

もともと一八騎士ケントウリアの実態については、史料上明瞭ではなく、その定数に関しても果たして一八〇名のままであったのかどうかわかっていない。¹⁸ だがB説が、官給馬保持とのかかわりで、広義の騎士とは異なるより限定された集団をそこに見ているのは確かであ

る。とすれば、そのような集団が少なくとも三〇〇名の定員を満たすことができたのかという疑問は依然残るといえよう。

第二に、この点はこれまで取り立てて問題とされることはなかったようだが、もしもトリブニ・アエラリイが広義の騎士であったのなら、なぜ彼らは敢えてトリブニ・アエラリイと呼ばれたのか。前七〇年段階では、少なくともその機能が廃れてしまっていた名称を、実態としては騎士に等しいもののために何故わざわざ使ったのだろうか。実際のところ、キケロが彼らを法廷で騎士と呼んでもいたとすれば、審判人としての彼らを騎士とはせずにトリブニ・アエラリイと名付ける必要性はどこにあったのだろうか。¹⁷⁾

このことに加えて第三に問題となるのは、前四六年のカエサルの方廷改革を伝えるカッシウス・ディオの記述である。ディオによれば、

彼（カエサル）は、できることなら最も潔白な部分が常に判決を下すようにと、元老院議員と騎士のみに審判人を託した。というのもそれ以前は、大衆からなる幾人かが彼らとともに判決を下していたからである（Dio Cass., 43, 25, 1-2）。

この記述をもとにすれば、カエサル時代にまだ有効であったと考えられるアウレリウス法による審判人の中には、「大衆（*homines*）」出身のものたちも含まれていたことになる。これがたとえ広義であれ騎士身分の者を意味したとは考えにくい。

キケロにおける用語の不統一を説明し、さらにこれらの疑問点にも

答えていくにはどのように考えればよいのか。次にC説を手掛かりに、本稿なりの解釈を提示することにしよう。

（三）トリブニ・アエラリイの実態——C説の検討

第一章で紹介したように、本稿においてC説として分類しているのは、トリブニ・アエラリイをトリブス内の「なんらかの役職」として捉え、前七〇年に審判人とされた人々をそのような役職のためのリストに登録されていた集団（身分）とする説である。とはいえ、そこにおいても一定の財産資格は想定されており、その額を四〇万セステルティウスとする論者とそれより低い（三〇万セステルティウスあるいは額を明示せず）とする論者とに分かれる。¹⁸⁾

私見によれば、このように元老院議員でもなければ単純に騎士でもない、まさに第三範疇の審判人を想定することによって、C説は、トリブニ・アエラリイが前七〇年に審判人とされた理由をよりよく説明するものとなっている。

たとえば、ブルーンスによれば¹⁹⁾、この時のトリブニ・アエラリイの選出は、それまで審判人の登録をめぐって激しく争ってきた元老院議員と騎士との最終的な「妥協」を意味していた。ところが、B説が説くように騎士が単純に三分の二を占めたのでは、明らかに騎士身分に有利であり妥協とはならない。そこでブルーンスによれば、財産資格としては騎士と同じであるが、騎士を構成する有力なメンバーである徴税請負人とは異なる範疇から第三の審判人が選出されることが肝要であった。そしてそのような条件を満たす人々こそ、トリブス内にお

ける富裕な有力者の一団トリブニ・アエラリイだったという。プライケンも同様に、徴税請負人ではない騎士という点にトリブニ・アエラリイの特徴を求めている。²¹⁾

他方、同じくトリブニ・アエラリイとトリブスとの結びつきを強調しながらも、ヒルはやや異なった説明を与えている。ヒルによれば、單純に騎士を審判人の三分の二としたのでは、「民衆による選択」を求める護民官の要求を満たすことができなかった。そこで、おそらくはトリブスの投票によって選ばれ続けていたトリブニ・アエラリイを第三の審判人団とすることによって、元老院議員と騎士間の妥協だけではなく、このような要求にも答えようとしたのであった。実態として騎士に等しかったとはいえ、彼らはあくまでもトリブスによって選出されたトリブニ・アエラリイとして審判人に参加したのである。私なりに捉え直すならば、第三の審判人団の選出には、単なる財産資格ではなくトリブスによる選出という別原理が導入されたといえようか。

このようにC説の捉え方によるならば、審判人の構成をめぐる元老院議員と騎士との対立のなかで、第三者としてトリブニ・アエラリイが選ばれた背景が、理解しやすいものとなる。そしてまた、B説に対して先に挙げた疑問点のいくつかも説明可能なものとなるだろう。そこで次に、先の疑問点をC説に従って検討するが、その際、C説と私自身の見解との相違についても順次明らかにしていきたい。

まず第一点について。トリブニ・アエラリイの特徴を広義の騎士という点に求める必要性がなくなつたとすれば、A説同様に、第二の審判

人団である騎士を狭義の騎士ではなく広義の騎士とみなす可能性が開けてくる。とすれば、彼らが最低でも三〇〇名の審判人名簿を満たすことは十分可能なことであつた。ただしその場合には、トリブニ・アエラリイの方が、果たしてそれほど多く存在したのかという点が問題となつてこよう。

そもそも一トリブスあたり何人のトリブニ・アエラリイが存在したのかは不明であるが、騎士同様に最低でも三〇〇名の定員を満たすためには、閑職にもかかわらず一トリブスあたり一〇名近くが選出され続けていたと考えなければならない。そこでストローン・ディヴィドソンは、現役のトリブニ・アエラリイばかりではなく過去のトリブニ・アエラリイ経験者までがその対象となつていたのではないかと想定している。

だが、私はこの点でC説と見解を異にし、すでに各トリブス内に存在したトリブニ・アエラリイから審判人が選ばれたのではなく、ほかならぬ前七〇年という時点で、審判人としての任務を果たすべく新たに選ばれた人々が、トリブニ・アエラリイと呼ばれたのではないかと考えている。すなわち、トリブニ・アエラリイは前七〇年段階で、審判人を託すほどにまとまった集団(身分)を形成していたのではなく、この改革により古くからの名称を復活させながら新たに作り出された集団にすぎなかつたと捉えたい。とすれば、そのような目的のために選出されたのである以上、彼らが審判人としての必要数を満たしたのは当然である。²²⁾

第一章で見たように、トリブトゥム徴収というトリブニ・アエラ

リイ本来の仕事はすでに第二次ポエニ戦争後には消滅していた。その後、トリブニ・アエラリイが存続していた直接的な証拠はない。なるほどキケロは、前一〇〇年の段階ですでに騎士身分に次ぐ身分としてトリブニ・アエラリイが存在していたかのよう⁽²⁷⁾に記しているが(Cic., *De Officiis*, 27), これは一般的には、前六三年、同様の事態において演説を行なったキケロの時代錯誤な発言であるとされている⁽²⁸⁾。前七〇年にトリブニ・アエラリイが復活したことへの反証とはならないのである⁽²⁹⁾。

他方でトリブニ・アエラリイは、先にふれたように、カエサル⁽³⁰⁾の法廷改革により、前四六年、再び歴史上から姿を消す。そのような突然の消滅は、古くから存在し続けていた伝統的役職より、前七〇年に他ならぬ法廷改革のために導入された集団、その名称のみをかつてのトリブニ・アエラリイから引き継いだ集団にこそふさわしいのではなからうか。もちろんこのような前七〇年における復活の際には、第二章で見たように、トリブスがなんらかの形で審判人の選出にかかわってきたという事実が、先例として大きく作用したことであろう。

つぎに、C説のように考えるとすれば、先に挙げた第二の疑問点に答えることも容易となる。そもそもC説は、前七〇年のトリブニ・アエラリイがかつてのトリブニ・アエラリイと直接的なつながりを持つとするのであるから、彼らがトリブニ・アエラリイと呼ばれたのは当然のことだからである。だが、本稿における解釈のように、前七〇年時点でその名称が復活されたにすぎないと考えても説明はつく。

その際重要なのは、トリブスによる選出という点である。繰り返す

ように、各トリブス成員からトリブトゥムを徴収する任務を担う者がかつていたが、彼らは当該トリブスの有力者で、かつ当該トリブスの成員により選出されていた可能性が高い（第一章一節参照）。それが本来のトリブニ・アエラリイであった。とすれば、たとえその任務が以前と異なっていたとはいえ、トリブスごとに各トリブス民により選出された「トリブス代表」といった意味合いで、前七〇年に第三の審判人団がトリブニ・アエラリイと命名されたのではなからうか。

最後に、第三点に関しては、たとえC説のような解釈をとるとしても、トリブニ・アエラリイの財産資格を四〇万セステルティウスとしたのでは説明がつかない。トリブニ・アエラリイの審判人団に、ディオが述べるような形で「平民」が加わる余地がなくなるからである。従来このディオの記述はあまり注目されてこなかったが、もちろんこの難点に気付いている研究者はいる。

たとえばニコレは、『共和政期における騎士身分』でこの点を問題とし、おそらく四〇万セステルティウス（場合によっては三〇万セステルティウス）の財産資格者からなるトリブニ・アエラリイは、そのことゆえに騎士身分と混同されたが、彼らはあくまでも平民に属したとしている。ニコレによれば、騎士とは騎士ケントゥリアに属し官給馬を保持した人々のことであり、トリブニ・アエラリイと騎士との混同は、「礼儀上」はともかく厳密には許されないことであつた⁽³¹⁾。

他方、最近のブライケンの研究は、トリブニ・アエラリイが徴税請負人とは異なり最も裕福な騎士に属したのではなかったたので、その徴税請負人との距離ゆえに、時に史料によって騎士より平民に近いよう

に言及されたのではないかとする。⁽²⁸⁾ プライケンの見解によれば、厳密な語の用法からして、トリブニ・アエラリイが平民と呼ばれたことがむしろ誤りということになる。

時に騎士と同一視されることがある一方で、その中に平民も含まれる。この一見して矛盾した特徴を説明することが、トリブニ・アエラリイの実態を把握するポイントとなりそうである。

まず、多数の騎士に混じって平民も含まれていたという点から検討していこう。この点については、用語法の不正確さに帰さなくとも、本稿でC説とした捉え方の原点に立ち返って考えるならば説明がつく。

この説は、トリブニ・アエラリイがトリブニ・アエラリイとなりえた主たる要件をあくまでもトリブニ・アエラリイとしての選出（おそらく各トリブスによる）に求め、財産資格をそのための必要条件にすぎないとする立場である。それ故、この財産資格を満たしさえすれば、平民も選出されえたのであった。⁽²⁹⁾ ただし、そこに平民も含まれていたのが確かである以上、当の財産資格は騎士と同じ四〇万セステルティウスではなく、それより低い額と考えざるをえない。⁽³⁰⁾

このような形で選出された審判人の実態は、第二章で紹介した前八九年のブラウティウス法によるそれと似かよったものとなることが予想される。しかし、前八九年とは異なり、前七〇年にはおそらく元老院議員があらかじめ除かれており、その結果、実際に選ばれたものの大部分はトリブス内の有力者である騎士から成り立っていたのであろう。広義の騎士の中には、騎士の審判人団の一員として審判人に加

わったものと、このトリブニ・アエラリイの資格で審判人となったものとがいたが、後者のトリブニ・アエラリイは、必ずしも平民を排除する範疇ではなかったのである。

さて、トリブニ・アエラリイに騎士と平民が混在していたことを示す手掛りが、実はキケロの記述の中にあるように思われる。先にも紹介したように、キケロは、カティリナの陰謀から国家を救わんと馳せ参じた人々を、「騎士」「トリブニ・アエラリイ」「書記官」そして「出生自由人からなる全大衆」の順で挙げているが(Cic., Cat., 4, 16)、このうちの「書記官」には、解放奴隷を含めた平民の上層のみならず、騎士身分のものもかなり含まれていたとされているからである。⁽³¹⁾ つまり、「元老院議員」「騎士」「平民」といった厳密な三区分には該当しない範疇の存在を、はからずもキケロは伝えているのである。列举の順番からして、トリブニ・アエラリイもこのような性格を有していた蓋然性はかなり高いといえよう。

以上のように理解すれば、トリブニ・アエラリイの中に「平民」も含まれていたという点は説明できる。だが、時にキケロが彼らを騎士と同一視したのはなぜかという疑問は残されたままである。最後にこの点を考えておこう。

A説やニコレのように、キケロの不正確な語法あるいは法廷戦略に帰さなくともひとまず説明はつく。というのも、実際にキケロが弁論を展開した法廷のトリブニ・アエラリイの中に、平民が一人も含まれていなかった可能性が考えられるからである。最低でも三〇〇人からなるトリブニ・アエラリイの審判人団は、全員が常にすべての法廷で

審判人をつとめるわけではなかった。各法廷の審判人としては、七五人や五一人という数字が挙げられているが、前者の場合トリブニ・アエラリイは二五人、後者の場合は一七人となる。いずれにせよ、それらのトリブニ・アエラリイに平民が含まれておらず、彼らが実際のところ騎士のみから成り立っていた可能性は十分に考えられる。そのような法廷で審判人をつとめたのは、まさに元老院議員と騎士であった。

だが、可能性としてはともかく、この騎士とトリブニ・アエラリイとの同一視は、やはりキケロの不正確な語法や法廷戦略に帰すのが妥当ではないかと私も考えている。ただしその場合でも、A説ほどの無理はなくなる。というのも、A説では、トリブニ・アエラリイ全体が三〇〜四〇万セステルティウスという騎士より明らかに低い財産資格者であったにもかかわらず、彼らを騎士に含めたことになるが、本稿での理解に従えば、そこに含まれた少数の平民を無視して、全体を騎士と呼びかけたことになるからである。審判人をつとめる平民上層の心をつかむための心理作戦か、あるいは、「一般平民」との相違の方を重視してあえて彼らを騎士に含めたのか、いずれにせよ、本稿のように捉えるならば、キケロにおける用語の不統一に関しても、より説明しやすいものとなるであろう。

〔付論 三審判人団の投票結果〕

さて、トリブニ・アエラリイの実態を解明するための直接的な手掛かりとはならないが、三審判人団の投票結果がいくつか伝えられている

のでここに紹介しておこう。³⁴ 前五九年のフフィウス法以降、三審判人団の投票が別々に数えられることとなったので(Dio Cass., 38, 8, 1)、このような形での投票結果を知ることができるのである。ただし、判決はあくまでも審判人全員の投票結果に基づいていたようである。

① 前五六年三月 セクストゥス・クロディウス（クロエリウス）に関する訴訟(Cic., Off., 2, 4, 6)

元老院議員…圧倒的多数で無罪判決

騎士…有罪無罪同数

トリブニ・アエラリイ…有罪判決

全体…三票差で無罪判決

② 前五四年 M・リウィウス・ドルスス・クラウディアヌスに関する訴訟(Cic., Off., 2, 16, 3)

元老院議員…有罪判決

騎士…有罪判決

トリブニ・アエラリイ…無罪判決

全体…四票差で無罪判決

③ 前五四年七月九月 M・アエミリウス・スカウルスに関する訴訟(Ascon., 28C)

元老院議員…無罪判決（有罪判決 四人、無罪判決 一八人）

騎士…無罪判決（有罪判決 二人、無罪判決 二二人）

トリブニ・アエラリイ…無罪判決（有罪判決 二人、無罪判決 二三人）

全体（七五人？）…無罪判決

④ 前五二年三月四月 T・アンニウス・ミロに関する訴訟(Ascon., 53C)

元老院議員…無罪判決（有罪判決 二人、無罪判決 二二人）

騎士…無罪判決（有罪判決 二人、無罪判決 二二人）

トリブニ・アエラリイ…無罪判決（有罪判決 二人、無罪判決 二三人）

全体（七五人？）…無罪判決

当初八一人の審判人が選出されたが、被告原告双方が、三審判人団それぞれから五名ずつを「忌避し」、最終的には五一名が判決を下した。

元老院議員…有罪判決(有罪判決 一二人、無罪判決 六人)

騎士…有罪判決(有罪判決 一三人、無罪判決 四人)

トリブニ・アエラリイ…有罪判決(有罪判決 一三人、無罪判決 三人)

全体(五一人)…有罪判決

⑤ 前五二年四月以降 M・サウフェイウスに関する訴訟(Ascon., 56C)

元老院議員…有罪判決(有罪判決 一〇人、無罪判決 八人)

騎士…有罪判決(有罪判決 九人、無罪判決 八人)

トリブニ・アエラリイ…無罪判決(有罪判決 六人、無罪判決 一〇人)

全体(五一人)…一票差で無罪判決

⑥ 前五二年四月以降 M・サウフェイウスに関する訴訟(Ascon., 56C)

元老院議員…無罪判決

騎士…無罪判決

トリブニ・アエラリイ…有罪判決

全体(五一人)…無罪判決(有罪判決 一九人、無罪判決 三二人)

⑦ 前五二年四月以降 セクストウス・クロディウス(クロエリウス)に

関する訴訟(Ascon., 55-56C)

全体(五一人)…有罪判決(有罪判決 四六人

無罪判決 五人…元老院議員 二人

騎士 三人)

以上、前五〇年代のローマを騒がせた面々が被告として顔を揃えているが、統計的な結論を導き出すだけのデータとはなっていない。た

だし、全体的に眺めるならば、元老院議員と騎士がむしろ同傾向の投票をし、トリブニ・アエラリイだけがそれとは異なった投票を行なっているのが目を引く(②⑤⑥)。しかもそのトリブニ・アエラリイの投票が、全体の投票結果に決定的な影響を与えている例もある(②⑤)。しかしながらこのことから、元老院議員と騎士こそが社会層として近接し、騎士とトリブニ・アエラリイとは異質の社会層から成り立っていたとまで結論付けけるのは、やはり早計であろう。

註

(1) たとえば R. Seager, *Pompey: A Political Biography*, Oxford 1979, 129; B. A. Marshall, *A Historical Commentary on Asconius*, Columbia 1985, 116.

(2) 訳文としては、長谷川博隆「キケロフィリッピカ第二演説序、試訳、注解(その一)」『中部大学国際関係学部紀要』一三、一九九四年、および、根本英世・城江良和「ピリッピカー・アントーニウス弾劾」『キケロ選集三』(岩波書店、一九九九年)を参照した。ただし、一部、両者と訳が異なっている。他 J. D. R. Shackleton Bailey (ed. and trans.), *Cicero, Philippics*, Chapel Hill/London 1986 参照。

(3) 訳文として、國原古之助氏の訳を参照した。スエトニウスに関しては以下同様。

(4) 第一章註(8)の諸文献参照。

(5) カエサルの変革に関する記述とは矛盾しているが、以下のふたつの可能性が指摘されている。すなわち、カエサルがトリブニ・アエラリイを単純に廃止したのではなく、財産資格という点で実態としては騎士に等しいトリブニ・アエラリイを名称のみ騎士に変更しただけか(Henderson, *op. cit.*, 64-65; Wiseman, *op. cit.*, 81; Nicolet, *Ordre equestre*, 607; Rawson, *op. cit.*, 458)あるいは後にアントニウスがなんらかの形で第二の(トリブニ・アエラリイ)審判人団を復活したかである(Cloud, *op. cit.*, 527, n.187; Galsterer, *op. cit.*, 400)。

- (9) Hill, *op.cit.*, 213; Bleicken, *Cicero und Ritter*, 13, n.14.
- (7) J. W. Crawford, *M. Tullius Cicero, The Fragmentary Speeches. An Edition with Commentary*, Atlanta 1994, 261.
- (8) Henderson, *op.cit.*, 63.
- (9) E. Badian, *Marius Villas: The Testimony of the Slave and the Knave*, *JRS* 63, 1973, 126-127.
- (10) 註1) R. Y. Tyrrell, L. C. Purser, *The Correspondence of M. Tullius Cicero, Arranged According to Its Chronological Order I*, Dublin/London 1904 (Hildesheim 1969), 210-211 参照。
- (11) D. R. Shackleton Bailey (ed.), *Cicero's Letters to Atticus I*, Cambridge 1965, 315.
- (12) Cic., *Rad. Perd.*, 27) は「ローマ騎士」「トリブニ・アエラリイ」「他のすべての身分に属する人々」の順で、またトリブニ・アエラリイは出てこないが、Cic., *Dom.*, 73-75) は「元老院議員」「騎士身分」「徴税請負人のすべての組合」「書記官」「都市大衆」の順で列挙がなされている。
- (13) Zumpt, *op.cit.*, 196-197; Lengle, *RE*, 2434; Holmes, *op.cit.*, 394-395.
- (14) 第一章註(12)の諸文献参照。
- (15) アウレリウス法のもとで名簿に掲載された審判人の数に関しては「元老院身分が三〇〇名だったのは確かだが(Cic., *Fam.*, 8.8.5) それ以外の身分や全体の数については伝えられていない。そこで「三身分が等しい数の審判人を提供したとして」全体では九〇〇名とされるのが一般的である(Mommsen, *StR.* III, 533; W. Kunkel, *Quaestio*, in: *id.*, *Kleine Schriften. Zum römischen Strafrecht und zur römischen Verfassungsgeschichte*, Weimar 1974 [= Kunkel, *Quaestio*], 71; Brunt, *Judicial Rights*, 232; Jones, *op.cit.*, 60) しかしながら「ニコル(Nicolet, *Ordre équestre*, 611-613)とヘライケン(Bleicken, *Cicero und Ritter*, 42-43)は、騎士とトリブニ・アエラリイが合わせて一〇〇〇名(二二五人×八常設査問所)全体では一三〇〇名と推定している。
- (16) Henderson, *op.cit.*, 61-62は、騎士ケントゥリアの定員が一八〇〇名を越えていたことを強調。また「最新のヘライケンの研究は、C・グラックスの法以降は騎士ケンヌスを満たす広義の騎士がすべて騎士ケントゥリアに属し、官給馬を保持するのは彼ら(うちの一部(若者)であったとする見解である(Bleicken, *Cicero und Ritter*, 54-57)。」
- (17) Wiseman, *op.cit.*, 80)によれば「トリブニ・アエラリイは榮譽ある称号だったので採用された。」
- (18) Strahan-Davidson, *op.cit.*, 91-93; Bruns, *op.cit.*, 270; Bleicken, *Cicero und Ritter*, 12-13. などによれば「四〇万セステルティウスとする論者もあるから十分に引用される」ことが多く(Nicolet, *Ordre équestre*, 598) しかし厳密に言うべし、ヒルの見解は「トリブニ・アエラリイに求められたのはおそらく四〇万セステルティウスより低い財産資格であったが(二〇万セステルティウス)」、彼らのうち騎士の財産資格を満たす者が審判人をつとめたとするものである(Hill, *op.cit.*, 214)。
- (19) Last, *op.cit.*, 339) は「三〇万セステルティウスを示唆する。」
- (20) Bruns, *op.cit.*, 267-270.
- (21) Bleicken, *Cicero und Ritter*, 38.
- (22) Hill, *op.cit.*, 155-156.
- (23) Strahan-Davidson, *op.cit.*, 94-95.
- (24) 現役のトリブニ・アエラリイだけではなく、かつて審判人名簿にトリブニ・アエラリイとして登録されたことがある人物という意味で、『フランキウス弁護演説』(Cic., *Planc.*, 21)で述べられたように「かくも多くのトリブニ・アエラリイ」といった事態となることも可能であろう。もちろんこれは「キケロの単なるレトリックにすぎない可能性は高いが。」
- (25) Hill, *op.cit.*, 214; Henderson, *op.cit.*, 70; Wiseman, *op.cit.*, 80, n.69.
- (26) など Nicolet, *Ordre équestre*, 601-602 が挙げる Pseudo-Ascon., 233 St. = 167 Or. に基づけば「トリブニ・アエラリイの存続を実証するだけの史料価値はないと判断した。」
- (27) ただし Jones, *op.cit.*, 89) は「Plin., *HN*, 33, 31 をもとに「アウグストゥスがトリブニ・アエラリイを復活させ」その結果「大ブリニウス時代まで彼らは審判人であり続けた可能性を示唆している。」
- (28) Nicolet, *Ordre équestre*, 608-610. また B. Kühnert, *Zur sozialen Mobilität in der*

späten römischen Republik: *plebs und ordo equester*. *Klio* 72, 1990, 147-149. ⁴⁾ ニコレ同様、トリブニ・アエラリイを平民上層であり厳密には騎士ではないと考えている。ところが、第一章でも紹介したように、その後出版されたニコレ『トリブトゥム』(一九七六年)においては、トリブニ・アエラリイの実態として、「騎士ケントゥリアに属し官給馬を保持するもの」+「第一クラシス所属者」が想定されており(Nicolle, *Tributum*, 51-53)。明記はないが、ニコレの見解は変更されているものと思われる。

(29) Bleicken, *Cicero und Riter*, 38.

(30) 実はキケロが、『フランキウス弁護演説』二一節において、「一見したところ、「平民」が審判人から排除されていたかのような記述を残しているが(Cic., *Planc.*, 21)、そこでは、裁判の支援に駆けつけた騎士やトリブニ・アエラリイとの対比で、「平民」の裁判からの排除(傍聴?)が述べられているにすぎず、審判人からの排除が述べられているわけではないと考えたい。しかしながら他方、ここでの記述からすれば、キケロがトリブニ・アエラリイの中に「平民」を含めていないのは確かである。諸身分が併記されている一連の記述から判断して(Cic., *Dom.*, 73-74; *Cat.*, 4, 15; *Rep. Perd.*, 27)、そもそも「元老院議員」「騎士」「平民」といった厳密な三区分による用法ではなく、トリブニ・アエラリイが「一般平民」「大衆」とは異なることを強調するための「平民」の使用ではなからうか。

(31) 当の資格額に関しては、結局のところ不明のままだが、A説の唱える三〇万セステルティウスより、スエトニウスが伝え、史料上残された唯一確実な数字である二〇万セステルティウスの可能性の方が高いのではないか。

(28) Cohen, *op. cit.*, 54-59. cf. N. Purcell, *The apprentices: A Study in Social Mobility*, *PBSR* 51, 1983, 136-137.

(33) Jones, *op. cit.*, 69-70. 具体例としては「付論」参照。なお、買収をできるだけ防止するために、審判人の選出が証人尋問後になったのは、前五二年のポンペイウス法の時点であった(Jones, *op. cit.*, 70)。

(74) 以下詳述す。M. C. Alexander, *Trials in the Late Roman Republic 149 BC to 50 BC*, Toronto/Buffalo/London 1990 参照。

おわりに

第一章でもふれたように、トリブス研究の基本をなすロス・テイラーの見解は、基本的にはA説の立場に立っており、トリブニ・アエラリイが各トリブス民によつて選出されたという点を取り立てて強調してはいない^①。しかしながら、彼女の研究は、全く別の形でトリブニ・アエラリイをトリブスと関連づける結果となっている。

ロス・テイラーによれば、^②「トリブス代表制」つまり各トリブスがほぼ等しく代表されるようにという発想が共和政期のローマには存在したという。トリブス間のバランスに対する配慮である。そしてスツラによる元老院議員補充の際のみならず、前七〇年の審判人の指名にもこのような配慮が働いていたのではないかとする。すなわち、元老院議員が少ないトリブスからは、より多くの騎士やより多くのトリブニ・アエラリイが指名されるようにし——とりわけ財産資格の低いトリブニ・アエラリイはどのトリブスにも十分な数いたことが予想されるから——、少なくとも審判人という面からトリブス間の平等を保とうとしたのではないかとするのである。

トリブスの政治的意義にいち早く着目したロス・テイラーらしく、トリブスという枠組みのもつ重要性を最大限に強調する興味深い指摘といえよう。だが、私としては、ロス・テイラーが主張するような形で、古代ローマ人がトリブス間のバランスに配慮していたとは考え難い。たしかにC・グラックス時代の裁判法においては、審判人の登録が「トリブス」(tributum)行われているが(*Lex repetundarum*, 14;

に⁵⁶、これはあくまでも審判人の登録方法にすぎず、トリブス間のバランスまでが配慮されたことの結果ではないだろう。いずれ別稿をもつて論じてみたいが、トリブス間のバランスや一票の格差ではない別の発想が、共和政期のローマ人には優先していたように思われるのである。

それはともかく、ここまでのトリブニ・アエラリイの検討を通して、共和政末期におけるトリブスの実態について、次のように指摘することはできるだろう。

一般にこの時期のトリブスは、イタリア全土にわたるローマ領の拡大によって、すでに「形骸化」していたと捉えられがちである⁵⁷。とりわけ前九一年に始まった同盟市戦争の結果、ポー河以南の全自由人にローマ市民権が賦与され、彼らはいずれかのトリブスに登録されることとなった。それにより、ロス・テイラーの推定によれば⁵⁸、二、三のトリブスを除いてほとんどのトリブスが分断され、相離れたいくつかの地域が合わさって一つのトリブスを構成するという状況がいまや顕著となった。また、たとえ分断されなくとも、個々のトリブスは以前に比べ、格段に広い地域と多くの人々を含み込んでいたのである。もはや、とてもかつてのような「地縁的共同体」と呼べる状態ではなかったと想像される。

しかしながら、そのようなトリブスに対し、常設査問所における審判人の選出という機能が割り振られたとすれば、当時のトリブスを「形骸化」していたと、そう単純に言うことはできない。なるほど、すでに「形骸化」していたトリブスが、単なる行政単位として利用さ

れたにすぎないと捉えることもできよう。だが、別稿でも記したように⁵⁹、まさにそのような人工的単位を根拠にして新たな紐帯、新たな归属感が生み出されてくることもありえたのではないか。

本稿での議論に即して言えば、審判人の選出という社会的機能を担うことによりトリブス内の紐帯がより一層強化された点へ目を向ける必要性があるだろう。遅くとも前二世紀の半ば以降、百人裁判所で実践されていたトリブスごとの審判人の選出は、前八九年には査問所の分野にも導入され、しかもそこでの審判人の選出は各トリブス民によっていた。またこれとの関連で、一度限りではあるが、スッラ時代には、補充されるべき元老院議員がトリブスごとに各トリブス民によつて選出された可能性も高いのである。

さらに、本稿での検討が正しければ、前七〇年に審判人とされ、これまでその実態に関して論争の絶えなかったトリブニ・アエラリイは、トリブスごとに各トリブス民によつて選出されたトリブス内の有力者（大部分は騎士）であった。その際、トリブスによる審判人の選出とはいっても、最低でも数名から十数名に及ぶ審判人を、各トリブスが文字通り「投票」によつて選んだとはとても考えられず、おそらく、各トリブスによる審判人リストの提出といった形にとどまったことであろう。とすれば、そのような審判人リストが各トリブスで作られる過程において、トリブス内の人的関係が大きく作用しトリブス内の有力者の意向が強く働いていたのではないかと考えられる。またそのような審判人の選出に対応するため、トリブス内の紐帯を不断に取り結んでおく必要性は、以前にもまして増大したことであろう。

共和政のこの時代、もちろんトリブスはまだ各種民会の投票単位として機能していた。そのような状況下でトリブスという単位に、審判人の選出という機能が付け加わったのである。われわれは帝政期における民会の衰退とそれに伴うトリブスの「真の形骸化」を知っているが、共和政末期のローマ人はそのような後々の発展を知ることなく、あくまでも彼らが生きた時点でトリブスという枠組みを捉え、その内部の人的関係を創り出してもいたのである。共和政期のトリブスを考える際には、くれぐれもこの点を忘れてはならない。

註

- (1) 第一章註(8)参照。
- (2) Ross Taylor, *Voting Districts*, 292-294; id., *Voting Assemblies*, 69-70. Kunkel, *Quaestio*, 72 も同様の解釈か。
- (3) たとえば、安井庸「共和政ローマの「ノビリタス支配」——その実体理解のための一試論——」『史学雑誌』一〇五—六、一九九六年、五四頁。
- (4) Ross Taylor, *Voting Districts*, 116-117.
- (5) 砂田徹「共和政期ローマの社会・政治構造をめぐる最近の論争について——ミラーの問題提起(一九八四年)以降を中心に——」『史学雑誌』一〇六—八、一九九七年、八〇—八一頁。